アカデミック・インテグリティー（学問的倫理基準）に関する本学の方針

2004 年 2 月 19 日

教養学部長
大学院部長
学生部長

学問の卓越・真理の探究を目指すリベラル・アーツの構成員として、本学の学生は、すべての学問的活動において、きわめて高い学問的倫理基準を維持することが期待されています。学問は、当然の事ながら、過去の研究業績の蓄積の上に成り立っています。従って、他人の研究に使われている考え方や言葉、文章や調査研究をあたかも自分自身のものであるかのように偽ることは、学問的倫理基準を侵すことになります。教員の評価を受けるための学生の提出物（レポート、試験の答案など）は、自分自身のもの（オリジナル作品）でなければなりません。学生は自分自身で考え、調査研究したものでない情報の出典は、明らかにし、正しく引用することが求められます。

学問的倫理基準を侵す行為は以下の三つに分類されます。

１．カンニング

カンニングは、以下のように定義されます。

a) 試験において、他の学生の解答を写すこと。
b) 試験の最中に、他の学生と情報交換をすること。
c) 試験にノートやカンニングペーパーを持ち込むこと、また、試験の前に机の上に解答を書いておくこと。
d) 試験中に、担当教員から使用許可の下りていない電子機器（例えば、携帯電話、電子辞書、小型ノートパソコン等）を使って、解答のために不正なアクセスをすること。

２．剽窃（ひょうせつ）・盗作

剽窃は、他人の作品・考え・研究成果を自分自身のものとして偽ることと定義されます。剽窃は、主にレポートや論文において起こり得ます。一般的に次のような場合があげられます。

a) 他の作者によって書かれた著作や記事から、その出典を明らかにしないで文書を写すこと。

b) インターネットから、その出典を明らかにしないで文書や情報を写すこと。

３．オリジナルでないものをオリジナルであるかのように見せかけること

このような学問的倫理基準の侵害は、以下のような場合に発生します。

a) 他のコースで単位取得済みの自分のレポート・課題・実験結果報告書などを自分が登録している別のコースのために利用して提出すること。

b) 他の学生があるコースのために提出し、すでに単位取得済みのレポート・課題・実験結果報告書を自分が登録している別のコースのために利用して提出すること。

c) レポートや実験結果を購入し、その出典を明らかにせず提出すること。

ICU のすべての教職員学生は、学問的倫理基準に関する ICU の方針を学び理解することが求められます。この方針に関して何か疑問がある場合には、レポートなどを提出する前に、担当教員に確認をしなければなりません。学問的倫理基準の方針を、学生が理解しているという前提のもとに、担当教員は成績評価を行います。

学生は学問的倫理基準に関する方針を侵して、論文等を提出した後に 、その方針を知らなかったと言い訳をすることは許されません。

学問的倫理基準の方針を侵した者への罰則は、不正行為の程度や内容によって決定されます。最も軽い罰則の場合でも、不正行為を起こしたコースが不合格となります。

以上